

# 鳥取県版

## 河川・道路ボランティア促進事業

鳥取県では、県が管理している道路、河川、海岸等の環境美化や維持管理に住民の方々に積極的に参画していただき、地域の実情に応じた環境保全を図るとともに、地域の活性化や公共空間の利活用促進に寄与することを目的として、活動団体(鳥取県土木施設愛護ボランティア)を募集し、支援を行っています。

### ●活動の内容

- 道路の清掃、除草又は植栽管理
- 河川の清掃、除草又は植栽管理
- 公園の整地、清掃、除草又は植栽管理
- 海岸の清掃又は除草
- 港湾施設又は漁港施設の清掃、除草又は植栽管理
- 高木の防除
- 歩道の除雪

### ●支援の内容

区分	参画型ボランティア 促進事業	協働型ボランティア 促進事業	スーパーボランティア 支援事業
目的	自主的な環境美化等(清掃・除草・除雪等)を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う。	県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、一定区間の維持管理(除草・植栽管理・除雪等)を行う団体の活動を支援する。	公園、河川敷等を活用した地域づくりや賑わい創出の活動と併せて適切な維持管理を継続して行う団体の活動を、県と市町村が連携して支援する。
活動規模	任意の規模	道路 0.5km 以上 河川 0.2ha以上 植栽柵 50㎡以上	活用する公共空間の範囲
交付金等	【奨励金】 参加者 150円/人・時間 草刈機等 150円/台・時間  (上限10万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽柵 500円/㎡ 歩道除雪 20円/m  (上限50万円/年、ただし、歩道除雪は20万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽柵 500円/㎡ (上限70万円/年) 【簡易施設設置等交付金】 施設設置の原材料費等、伐開除根に必要な機械等の使用料等の額 (1団体につき50万円まで)

## ●活動の方法等

### ○団体の登録

活動開始前に、まず、ボランティア団体として登録を行ってください。  
その際、活動場所が支援対象となるかどうかを必ずご確認ください。

### ○協定の締結（注：参画型ボランティアの場合は不要です。）

協働型ボランティアの場合、活動場所や内容を各総合事務所等と合意後、協定を締結します。活動期間は11月末または年末まで（歩道除雪は年度末まで）ですが、作業終了後も日常的なゴミ拾いや土木施設の異常通報をお願いします。

スーパーボランティアの場合、協定締結前に地域づくり活動の活動計画書を提出していただき、市町村と支援内容を協議した上で協定を締結します。協定期間は3年以内の年度末までとなります。

### ○交付申請（注：参画型ボランティアの場合は不要です。）

協定締結後、直ちに交付申請を行い、交付決定を受けてください。  
スーパーボランティアの場合、協定期間中、毎年度当初に交付申請してください。

### ○活動の実施

活動の際は、事故のないよう注意してください。なお、万が一の場合に備え、県がボランティア活動に係る損害保険に一括して加入します。

### ○活動の記録

「活動前・後」の写真が、そのまま報告書に使えます。活動の状況や参加者などを記録するとともに、現場での写真撮影をお願いします。（実績報告や保険金請求の際に必要となります。）

### ○実績報告

それぞれ、活動期間の実績を定められた期限までに報告してください。  
<参画型ボランティア> 3月1日～2月末日までの実績を3月10日までに  
<協働型・スーパーボランティア> 当該年(度)(年(度)末日まで)の実績を4月20日までに各総合事務所等で内容を確認した後、奨励金・交付金を交付します。

## ●申込み・問合せ先

活動場所等	問合せ先
鳥取市及び岩美郡	〒680-0061 鳥取市立川町6-176 鳥取県土整備事務所 維持管理課(TEL 0857-20-3605 FAX 0857-20-3598)
八頭郡	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 八頭県土整備事務所 維持管理課(TEL 0858-72-3862 FAX 0858-72-3244)
倉吉市及び東伯郡	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所 県土整備局 維持管理課(TEL 0858-23-3217 FAX 0858-22-0013)
米子市、境港市及び西伯郡	〒683-0054 米子市花町1丁目160 西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-31-9712 FAX 0859-33-4110)
日野郡	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 日野振興センター 日野県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-72-2046 FAX 0859-72-2092)
鳥取港、田後港、網代漁港	〒680-0906 鳥取市港町8番地 鳥取港湾事務所(TEL 0857-28-2432 FAX 0857-28-2485)
境漁港	〒684-0034 境港市昭和町9-7 境港水産物地方卸売市場2号上屋2階 境港水産事務所(TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169)

支援制度の内容や提出様式は、ホームページでご覧いただけます。  
HPアドレス ⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/117321.htm>



発行：鳥取県県土整備部技術企画課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地（電話）0857-26-7808